

経済要録

国内

◆外国為替等審議会、国際金融取引における諸問題に関する専門部会の報告書「国際金融取引における現代的展開と取引環境の整備」を公表

外国為替等審議会は、6月17日、国際金融取引における諸問題に関する専門部会の最終報告書「国際金融取引における現代的展開と取引環境の整備—外国為替管理制度の抜本的な見直しについて—」を了承し、発表した。その概要は以下のとおり。

1. 国際金融取引の現代的展開

国際金融取引を取り巻く環境にどのような新たな動きが生じつつあり、どのような課題があるかとの観点から意見聴取を行った。

(1) エレクトロニクス化の進展

クロスボーダー資金取引がリアルタイム化し、電子マネーの開発が進展している。迅速かつ安全な資金移動を可能とする市場環境等の整備と、取引実態の把握が課題である。

(2) 金融・資本取引のグローバル化と担い手の多様化

グローバル化の進展の結果、銀行以外の金融機関等が担う国際金融取引が増大している。国際金融取引の担い手の健全性を維持しつつ、効率的な資金取引等を可能とす

る制度整備が課題である。

(3) デリバティブ取引の拡大とリスク管理の重要性の増大

複合的なデリバティブ商品の開発が進み、金融機関等のリスク管理態勢の整備が重視されている。時価主義会計やネットティングにかかる環境整備が課題である。

(4) 我が国事業法人の海外展開と財務管理のグローバル化

事業活動の海外展開に伴い、海外金融子会社において、子会社間のクロスボーダー、マルチカレンシー取引の集中決済等が行われている。

国内企業を一方当事者とする取引についても、効率的な決済を可能とする制度整備が課題である。

(5) 円の国際化と決済リスクへの対応

海外における決済通貨としての円の利便性を高めるための更なる制度整備、円に関する決済システムの一層の整備が課題である。

2. 諸外国の対応と制度的枠組み

諸外国は、どのような外国為替管理制度の枠組みの下でこれらの現代的展開に対応しているかとの観点から、米・英・独・仏における出張調査を行った。

(1) 電子マネーに対する考え方、取り組み

クロスボーダー取引、マルチカレンシー取引が自由であることを前提に、電子マネーの開発が進んでいる。ただし、マネーロンダリングの防止、金融政策との関係等について、なお検討を要する状況である。

(2) 各国の基本的法制

米国は個別法により有事規制を実施しており、平時の為替管理は行っていない。欧州各国は、我が国の外為法に相当する基本法を残しつつ、平時の為替管理の撤廃を進めてきた。

(3) 有事規制

各国とも、経済制裁等のため、あるいは短期資本の急激な移動に対応する等のために有事の際に取引を規制しうる規定を有している。

(4) 外国為替業務の担い手

多くの国において預金及び為替取引は銀行専業となっている。外国通貨の売買業務について、マネーロンダリング防止の観点から、資格要件を定める動きがある。また、欧州では通貨等のデリバティブ取引について、顧客保護や金融システムの安定の観点から、業として行う者に資格要件を求めるための制度を整備中（英国は導入済）。

(5) その他の取引規制

欧米諸国では、マネーロンダリング防止法等によっても、対外取引を利用した不正取引の禁止、金融機関の確認義務等を広範に規定している。

(6) 報告制度

多くの国では、統計作成目的から、銀行を通じない取引についても取引者に報告義務を定めており、義務違反には罰則を定めている。欧州各国では、報告のペーパーレス化、ワンライティング化が進んでいる。

3. 検討課題

(1) 国際金融取引の環境整備に関する指摘は様々な分野にわたるが、当審議会としては、外国為替管理制度の主要な論点を整理し、規制緩和の在り方を検討することが重要と考える。

(2) 現行の外国為替管理制度は有事規制・平時自由を基本としつつ、資本取引等について許可・届出制度を設けている。また、外国為替公認銀行を外国為替業務の担い手とし、有事規制の効果的発動の手段としている。かかる枠組みの下で、種々の規制緩和を弾力的に実施してきた。

(3) しかし、欧米諸国が対外取引規制を急速に自由化する中で、我が国金融・資本市場の活性化を図るため、対外取引規制の抜本の見直しが急務となっている。平時の許可・届出義務の大幅な削減や、外国為替業務の健全性を維持しつつその担い手の拡大を図ることにより、欧米先進諸国並みの自由な対外取引環境を整備する必要がある。

4. 外国為替管理制度の抜本的な見直しについて（基本的な考え方）

(1) 許可・届出制度

一般の取引当事者（エンド・ユーザー）

が行う平時の資本取引・対外決済は、一部の直接投資を除き、事後報告制度に移行し、許可・届出制度を廃止することが適当である。

(2) いわゆる有事規制について

経済制裁等あるいは国際経済環境の急激な変動等の事態に対して緊急避難的に対応するために、平時の規制を極力避けつつ、為替管理（有事規制）を効果的に実施するメカニズムを確保する必要がある。

(3) 外国為替業務の担い手の要件等

外国為替業務のうち、預金業務や為替取引など銀行專業のものを除く一定の資本取引^(注)を営業として行うことについては、我が国市場の活性化等の観点から、要件及び監督の枠組み等を整備した上で、外為公認銀行以外の新たな担い手の参入を積極的に認めるべきと考えられる。ただし、監督を要する「営業」の範囲、参入の要件や監督の具体的内容については引き続き検討を要する。

(注) 次のような取引が考えられる；
 非居住者との間の対外支払手段又は債権の売買
 居住者との間の対外支払手段又は外貨建て債権の売買
 対外貸付け又は外貨建て貸付け

(4) 報告制度

外為法の種々の政策目的の観点から、的確に取引の実態を把握する必要があるため、一般の取引当事者ないし業務の担い手から求める報告は必要な限度において法律上の義務とし、違反には罰則を適用しうよう

にすることが適当である。また、市場の利用者利便に資するため、取引の動向を適切な形にとりまとめ積極的に発表することが望まれる。さらに、報告負担緩和のため、報告の整理統合等の検討も望まれる。

(5) 通貨主権

通貨主権に基づく規制を平時に行わずとも、我が国経済に悪影響がでることは考えにくい。非居住者ユーロ円債の発行や居住者間の外貨建てにかかる許可制度も廃止し、事後報告制度に移行することが適当である。

(6) 電子マネー

我が国において電子マネーが効率的かつ安全な取引手段として導入されうよう、ソフト面での開発者サイドの検討に合わせ、諸制度の関連をも視野にいたれた全般的な制度面での環境整備についての検討を進めることが適当である。

(7) その他の検討課題

- イ. 外為取引のコスト軽減のため、事務の外部委託等を弾力的に認めることを検討することが適切である。
- ロ. オフショア市場について、取引対象に証券を加えることができるようにするなど一層の環境整備を検討することが適切である。

5. むすび

外国為替管理制度の抜本的な見直しによる我が国金融・資本市場の一層の活性化は喫緊の課題である。必要な検討を早急に開始し法律改正を含む所要の措置を講ずることが適当である。

◆金融関連六法の成立について

金融関連六法（①「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」、②「預金保険法の一部を改正する法律」、③「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」、④「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」、⑤「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律」、⑥「特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法」）は、6月18日、参議院本会議において可決され、成立した（法律の主な内容については、『日本銀行月報』1996年4月号および6月号の「経済要録」参照）。

◆消費税および地方消費税の税率について

政府は、6月25日、消費税および地方消費税の税率について、閣議決定した。その概要は以下のとおり。

1. 消費税及び地方消費税の税率については、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）附則第25条及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第12条の規定に基づき検討を行った結果、我が国の中長期的発展のためには、経済構造改革の重要な柱である平成6年秋の税制改革を確実に実施していくことが必要と考えられることから、既に法律に規定されている5%（消費税と地方消費税とを合わせた税率）を変更せずに平成9年4月1日から施行することを確認する。
2. なお、上記の施行に当たっては、広報、相談等を通じ、円滑な転嫁や便乗値上げの防止等に取り組むこととする。

◆現行金利一覽 (8年7月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	0.5	7.9.8 (1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	0.75	7.9.8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14 (2.0)
長期プライムレート	3.3	8.6.12 (3.6)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.40	8.6.12 (3.60)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.40	8.6.12 (3.60)
・住宅金融公庫	3.35	8.4.8 (3.10)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.30	8.3.15 (3.05)
(期間5年~7年)	3.35	8.3.15 (3.10)
(期間7年以上)	3.40	8.3.15 (3.15)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (8年7月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<7月債> <u>3.262</u>	<6月債> 3.284
	表面利率(%)	<u>3.2</u>	3.3
	発行価格(円)	<u>99.53</u>	100.12
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<7月債> 2.358	<5月債> 2.358
	同税引後(%)	1.908	1.908
	発行価格(円)	89.00	89.00
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	<9月13日発行分~> <7月31日発行分~> 0.374	0.625
	割引率(%)	0.375	0.625
	発行価格(円)	99.9384	99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<7月債> <u>3.333</u>	<6月債> 3.400
	表面利率(%)	<u>3.3</u>	3.4
	発行価格(円)	<u>99.75</u>	100.00
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<7月債> <u>3.346</u>	<6月債> 3.413
	表面利率(%)	<u>3.3</u>	3.4
	発行価格(円)	<u>99.65</u>	99.90
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	<7月債> <u>1.900</u>	<6月債> 1.800
	表面利率(%)	<u>1.9</u>	1.8
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<7月債> 2.400	<6月債> 2.400
	表面利率(%)	2.4	2.4
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<7月後半債> 0.654	<7月前半債> 0.654
	同税引後(%)	0.542	0.542
	割引率(%)	0.64	0.64
	発行価格(円)	99.36	99.36

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦公開市場委員会 (FOMC)、5月21日開催の同委員会議事録を公開

米国連邦公開市場委員会は、7月5日、5月21日開催の同委員会議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

(結論)

全会一致で現状の金融調節スタンスを維持することを決定。また、次回開催日までの政策変更の余地についても、中立のディレクティブを採択。

(議論の要点)

- (1) 米国景気は最終需要を中心に予想を上回るペースで拡大している。先行きについては、中長期金利の上昇が金利感应度の高い需要項目に影響するのに伴い、潜在成長率近傍の成長に復するとみられる。
- (2) 物価は、これまでのところ安定的に推移している。先行きについては、現在の金融政策運営において特に重要であるが、①食料・エネルギー価格の上昇が一般の物価水準にどの程度波及するか、②労働需給が逼迫する中、賃金が安定している状況がどの程度持続するかなどが見通し難い状況にある。
- (3) 物価上昇のリスクは年初に比べて高まっているが、実質FF金利は適正水準範囲内であるほか、年初来の長期金利やドルの上昇

も景気に対して抑制的となっており、現在の金融政策スタンスを変更する必要がないとの認識で一致。

◆EU、フィレンツェで欧州理事会を開催

EU加盟国首脳は、6月21、22日、イタリアのフィレンツェにおいて、欧州理事会 (European Council) を開催した (いわゆる欧州サミット)。今回の理事会での決定事項は次のとおり。

- ①英国牛および牛関連製品の全面禁輸 (3月末より実施) を段階的に解除する。
- ②失業対策をEUの最優先課題とし、雇用創出と労働市場改善に向け、政府・労組・雇用主の三者が共同で取り組む。
- ③通貨統合の1999年1月1日開始を再確認した。
- ④単一通貨Euro導入の法的枠組みの準備を1996年末を目処に終了させる。
- ⑤IGC (政府間協議) 運営に向けての臨時欧州理事会を1996年10月に開催する。

◆ドイツ、国債発行制度の変更を発表

大蔵省、ブンデスバンクは、6月13日、以下のような国債発行制度の変更を発表。

1. 6か月物政府短期証券の新規発行

(1) 発行額

1、4、7、10月に発行（本年7月に発行開始）し、各回約100億独マルク。1996、97年については、流通残高を200億独マルクの範囲内とする。

(2) 発行方式

入札参加者は、州中央銀行に口座を保有する金融機関。最小入札単位は100万独マルク。入札手続に関する詳細は、現行の1年物大蔵省証券の入札条件に従うほかは、入札のつと決定。

(3) その他

非上場。ブンデスバンクは、政府短期証券を流通市場で売買しない。

2. 2年物利付国債の新規発行

本年9月から四半期ごとに発行する。

3. 30年物利付国債の新規発行

将来、資本市場の条件が整えば、年1回発行することとする。

4. その他

(1) ストリップ債発行の検討

1997年中に一部の10年、30年物国債についてストリップ債の発行を行うことを検討。

(2) 連邦政府債および連邦特別基金債の銘柄統一に向けての検討

連邦政府債券とドイツ金融市場の魅力を高める観点から、現行、別々に発行されている連邦政府債と連邦特別基金（債務処理基金等）の発行する債券の銘柄を「ドイツ連邦共和国債」に統一することを検討。

◆ドイツ議会、「商店の営業時間に関する法律」の改正を決定

ドイツ連邦参議院は、7月5日、「商店の営業時間に関する法律」の改正案を可決、同案は成立した。今般の改正による商店の営業可能時間の主な変更点は以下のとおり。

	(現行)	(改正後)
平日	7時～18時半 (ただし木曜日は) 20時まで	6時～20時
土曜日	7時～14時 (ただし第1土曜日) については、4～9月 中は16時まで、10～ 3月中は18時まで	6時～16時 (このため、10～3月 中の第1土曜日に ついては営業可能 時間が若干短縮)

◆ドイツ政府、1997年度連邦政府予算案および中期財政計画を閣議決定

ドイツ政府は、7月10日、1997年度(1～12月)連邦予算案および中期財政計画を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

1. 1997年度連邦政府予算

社会保障制度の見直し等の構造改革の促進と、マーストリヒト条約が定めている財政赤字に関するコンバージェンス・クライテリア（財政赤字対名目GDP比率3%以下）達成のために、歳出削減を打ち出していることが特徴。

- ・歳出（総額4,513億独マルク）は、社会保障関係費の節減（疾病手当の削減、児童手当の引き上げ先送り等）や投資的経費の抑制から、1996年度（見込み）対比△2.5%と2年

連続して前年水準を下回る計画。

- ・歳入（総額3,914億独マルク）も、連帯割増税の税率引き下げ等に伴う税収減や民営化収入の減少から、1996年度（見込み）対比△2.0%と前年を下回る見積もり。

2. 2000年度までの中期財政計画

歳出が1998年度から再び増加に転じるが、順調な経済成長（実質2.5%成長の継続）に伴う税収増により、赤字幅が緩やかに縮小する見通し。

1997年度連邦政府予算案の内訳

（単位 億独マルク、シェア、前年度比 %）

	1996年度 (見込み)	97年度	
		前年度比	シェア
歳出（その他とも計）	4,513	4,402	△ 2.5 100.0
食糧・農業	121	121	△ 0.6 2.7
大蔵	98	83	△14.9 1.9
経済	186	170	△ 8.4 3.9
労働・社会福祉	1,246	1,221	△ 2.0 27.7
運輸・通信	510	451	△11.7 10.2
防衛	482	465	△ 3.6 10.6
家庭・老人関係	125	117	△ 6.4 2.7
経済協力	81	78	△ 4.2 1.8
研究・技術・教育・科学	157	150	△ 4.5 3.4
生活補償	155	159	2.7 3.6
国債関係費	860	892	3.7 20.3
歳入	3,914	3,837	△ 2.0 87.2
租税収入	3,512	3,503	△ 0.3 79.6
その他税外収入	402	334	△16.9 7.6
財政赤字	599	565	△ 5.7 12.8

連邦財政収支の中期見通し

（単位 億独マルク、（ ）内は前年度比 %）

	1996年度 (見込み)	97年度 (見込み)	中期財政計画		
			98年度	99年度	2000年度
歳出	4,513	4,402 (△ 2.5)	4,473 (1.6)	4,587 (2.5)	4,690 (2.2)
歳入	3,914	3,837 (△ 2.0)	3,911 (1.9)	4,033 (3.1)	4,201 (4.2)
赤字額	599	565	562	554	489

◆フランス銀行、イタリア銀行、政策金利を引き下げ

フランス銀行、イタリア銀行は、以下のとおり政策金利を変更した（（ ）内は実施日）。

- ・フランス銀行（7月4日）
市場介入金利 3.60% → 3.55%
- ・イタリア銀行（7月24日）
公定歩合 9.00% → 8.25%
高率適用金利 10.50% → 9.75%

◆韓国政府、金融・資本市場の開放計画を発表

韓国政府（財政経済院）は、6月17日、「金融市場開放日程」を発表した。概要は以下のとおり。

- ①外国人の株式保有比率の上限引き上げ（現行1銘柄当たり発行済株式数の18%→1996年下期中同20%→97年中同23%→98年中同26%→99年中同29%→2000年中同30%以上）

②1998年12月より、外国人の100%出資による銀行設立を許可（現行は支店あるいは合弁形態での進出のみ許可）

③1998年12月より、外国人の100%出資による証券会社設立を許可（現行は外国人の出資比率50%未満の合弁形態での進出のみ許可）

◆台湾政府、1996年の成長率およびCPI見通しを下方修正

台湾政府（行政院主計処）は、5月17日、1996年の実質GDP成長率見通しおよびCPI見通しを下方修正した（実質GDP前年比6.36%→6.17%、CPI前年比3.5%→3.3%）。

◆台湾中央銀行、公定歩合を引き下げ

台湾中央銀行は、5月24日、景気浮揚のため公定歩合の引き下げ（5.5%→5.25%）を実施した。

◆シンガポール政府、不動産取引に係る規制を強化

シンガポール政府は、5月15日、以下の投機的不動産取引抑制策を発表、即日実施した。

- ①銀行の不動産向け融資の上限引き下げ（購入価格の90%→80%）
- ②不動産購入目的の外国人向けシンガポール・ドル建て融資の禁止
- ③不動産売買益に対する新規課税
- ④不動産取引に係る印紙税徴収の強化

◆タイ中央銀行、1996年インフレ率見通しを上方修正

タイ中央銀行は、6月15日、1996年のインフレ率見通しを上方修正した（CPI前年比4.9%→5.0～5.5%）。

◆マレーシア政府、「第7次マレーシアプラン」を発表

マレーシア政府は、5月6日、長期経済計画を織り込んだ「第7次マレーシアプラン」（対象期間1996年～2000年）を発表した。同計画では、これまでの資本・労働力投入型の経済発展から、生産性向上に重点を置いた成長パターンへの転換を図り、高成長（期間中のGDP成長率を平均8%に設定）と低インフレの両立を目指す方針が示された。

◆インドネシア政府、規制緩和を発表

インドネシア政府は、6月4日、以下の点を骨子とする輸出入に関する規制緩和策を発表した。

- ①関税率引き下げ
- ②輸入規制の緩和
- ③輸出入の手続き簡素化
- ④外資製造業に対する投資・輸入規制の緩和

◆インドネシア中央銀行、ルピアの変動幅拡大

インドネシア中央銀行は、6月13日、本年2度

目のルピアの為替変動幅拡大（対米ドルの前日比最大変動幅：1995年12月以前±44ルピア→1996年1月±66ルピア→今回±118ルピア）を実施。

◆中国人民銀行、外資企業が銀行を相手方とする為替取引を全国に拡大

中国人民銀行は、7月1日より、外資企業が全国において、銀行を相手方とする為替取引を行うことを認可。

従来、外資企業による為替取引は、外貨調整センター（全国に約100か所設置）での外資企業同士の相対取引しか認められていなかったが、人民銀行は本年3月より、上海等一部地域において、銀行を相手方とする為替取引を認可していた。今回の措置はそれを全国に拡大したものだ。

◆中国人民銀行、金融サービスに関する10か条の措置を発表

中国人民銀行は、6月、国有企業改革を金融面から支援するため、国有商業銀行を対象とする金融サービスに関する以下の措置を発表した。

- ①優良な大規模国有企業に対する積極的な運転資金貸出の実行。
- ②技術革新投資向けへの重点貸出。
- ③国有企業の合併・清算の推進に必要な金利減免措置や不良資産償却の実施。
- ④メインバンク制の推進（各企業は原則として基本口座を1つ開設することとされている）。

るが、メインバンク制のもとでは、銀行が、基本口座の管理だけにとどまらず、当該企業の財務管理や投資計画等の経営方針決定についても指導的役割を果たすことになる）。

◆中国人民銀行、「貸出通則」を施行

中国人民銀行は、1995年7月から試行されていた「貸出通則」を8月1日より正式に施行することを表明。

1995年7月に試験的に導入された貸出通則は、人民銀行法（1995年3月）、商業銀行法（1995年7月）により、人民銀行に付与された商業銀行の業務に関する細則決定権に基づいて発出されたもので、金融機関が貸出を実施するに当たっての具体的な手続き、貸出人・借入人の権利義務等について規定したものであり、今回正式の施行に当たって、新たに国有企業改革推進のために金利減免措置を金融機関に求めるなどの内容が加えられている。

（訂正）

7月号の本欄におきまして、イタリア内閣の主要閣僚のうち、Dini外相の経歴につき、「元中銀総裁」とありましたのは、「前中銀副総裁」の誤りですので、お詫びして訂正致します。